

## ●選考委員会運営要綱

平成17年10月4日  
日本学術会議第1回幹事会決定

(組織)

**第1** 選考委員会(以下「委員会」という。)は、会長、副会長及び各部の4名(うち1名は役員とする。)以内の会員をもって組織する。

(分科会)

**第2** 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成
連携会員特別選考分科会	現に活動する期の末日をもって任期が満了する会員に係る連携会員候補者の選考に関する事	委員会の委員のうち、現に活動する期の末日までに会員を退任する又は会員としての任期が満了する委員以外の者
人文・社会科学選考分科会	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、人文・社会科学分野に関する事	第一部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
生命科学選考分科会	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、生命科学分野に関する事	第二部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
理学・工学選考分科会	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、理学・工学分野に関する事	第三部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長

(庶務)

**第3** 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

(雑則)

**第4** この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**附 則**

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成19年11月22日日本学術会議第46回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成22年11月25日日本学術会議第112回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成24年 9月21日日本学術会議第161回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成25年10月25日日本学術会議第182回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成28年 8月26日日本学術会議第233回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成28年10月21日日本学術会議第236回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。